

日の出町工事請負契約最低制限価格設定要領

平成 24 年 3 月 29 日

訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、日の出町（以下「町」という。）が発注する工事の請負契約にかかる競争入札について、日の出町契約事務規則（平成 24 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 31 条の規定にもとづき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この要領に基づき最低制限価格を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第 30 条の規定にもとづき、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者として決定するとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が 1,000 万円以上の工事の請負契約のうち、競争入札に付すもの
- (2) 予定価格が 130 万円以上 1,000 万円未満の工事の請負契約にかかる競争入札のうち、特に町長が必要と認めるもの

(最低制限価格の算定方法)

第 3 条 予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費、ガス工事費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、算定式から算出した最低制限価格が、予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
(解体工事については、直接工事費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額)
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 55 を乗じて得た額

[算定式]

最低制限価格 = {(直接工事費 × 0.97) + (共通仮設費 × 0.9) + (現場管理費 × 0.9) + (一般管理費 × 0.55)} × 110/100

(解体工事の場合)

最低制限価格 = {(直接工事費×0.80) + (共通仮設費×0.9) + (現場管理費×0.9)
+ (一般管理費×0.55)} ×110/100

(特別な場合の措置)

第4条 町長が特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内で、別に定めることができる。

(予定価格を記載した書面への記載)

第5条 最低制限価格を定めた場合は、規則第17条に規定する予定価格を記載した書面に当該最低制限価格を併せて記載する。ただし、電子入札案件にあつては、最低制限価格を電子調達サービスに登録する。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設けて入札を行う場合は、規則第9条に規定する入札について公告する事項または規則第39条第2項に規定する入札事項の通知に、次に掲げる事項を併せて記載する。

- (1) 最低制限価格を設けていること。
- (2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額および地方消費税額を加えた金額）が最低制限価格に満たない場合は、その者を失格とするとともに、再度入札に参加できないものとする。

(入札経過調書への記載)

第7条 前条第2号により失格とした者がある場合、規則第33条に規定する入札経過調書には、最低制限価格を下回ったため落札者としないう旨を記載する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

この要領は、公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し令和元年10月1日から適用する。

この要領は、公布の日から施行し令和3年8月1日から適用する。